

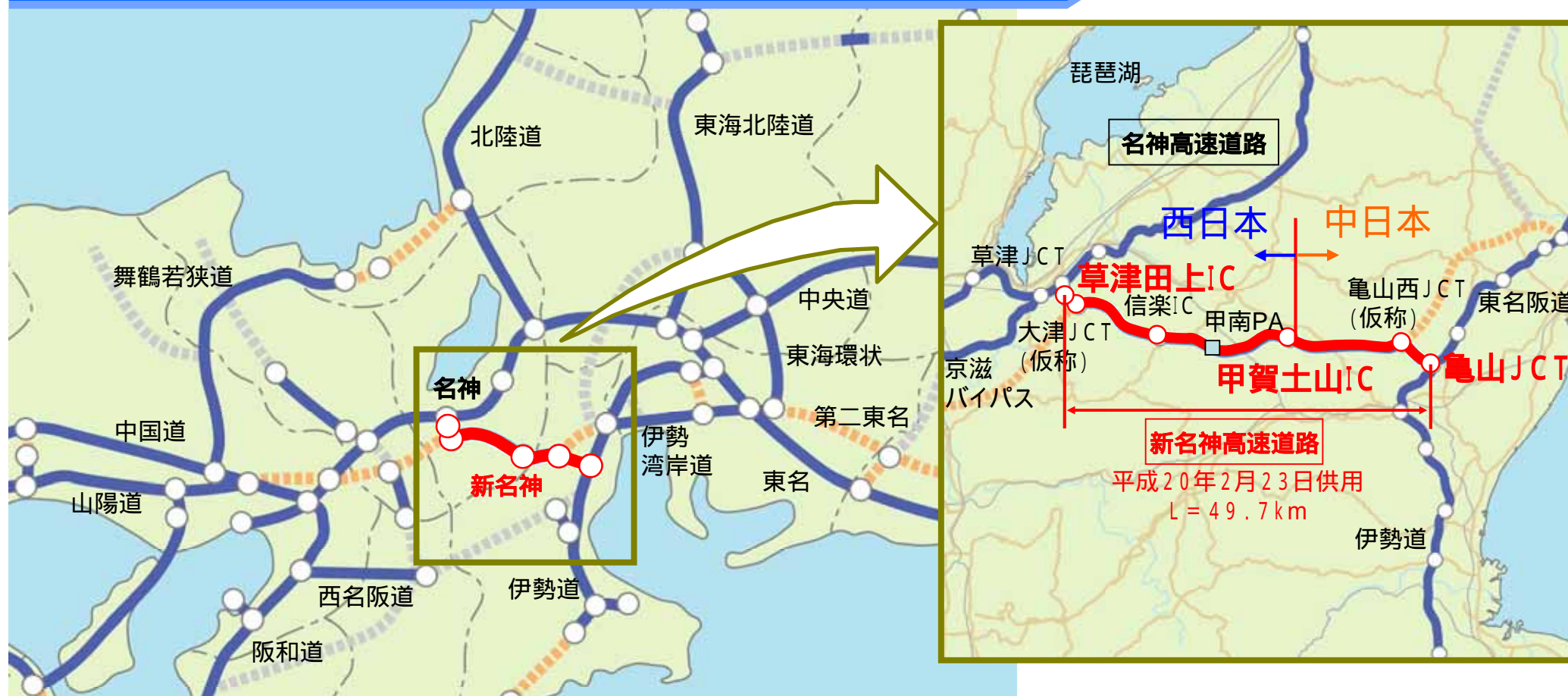
運用指針

第2条 -イ

地権者、関係機関などへの提案および協議

地元との協議による環境対策施設の見直し
(再審議説明用資料)

新名神高速道路(甲賀土山IC ~ 草津田上IC) 位置図



新名神高速道路(甲賀土山IC ~ 草津田上IC)の路線概要

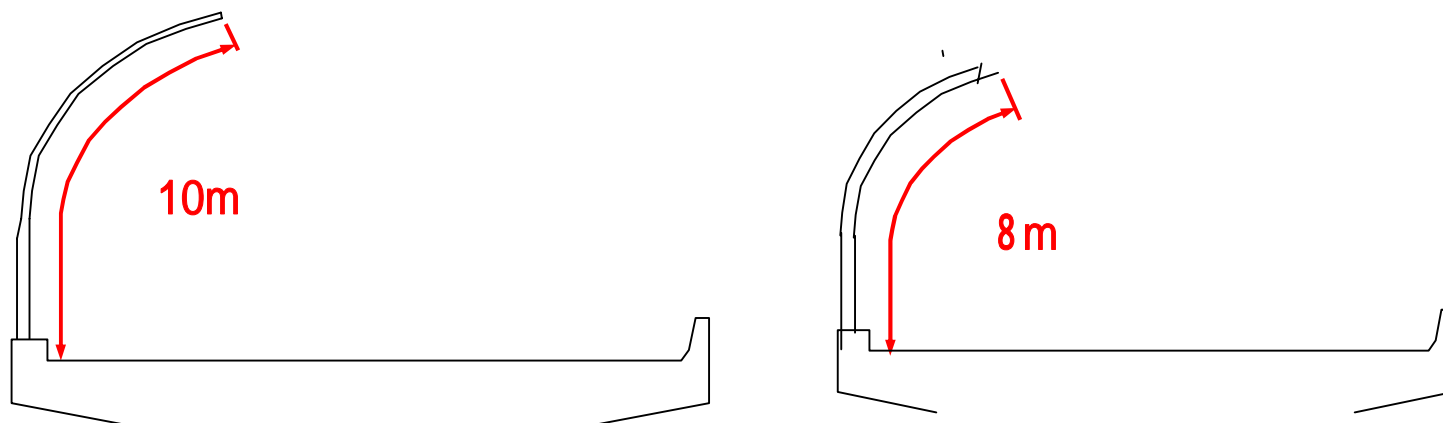
- ・東西の基幹交通を担う大動脈である名神高速道路の代替機能を有する重要路線である。
- ・開通後の交通量は約3万台/日であり、並行する名神高速道路の渋滞緩和や沿線地域の活性化に寄与。

地元との協議による環境対策施設の見直しの経緯

設計協議における経緯(新名神高速道路 甲賀土山IC ~ 草津田上IC)

- H3.7 環境影響評価を実施
- H10.12 ~ 設計協議において地元よりドーム型遮音壁を要望
- H13.7 設計協議において、環境保全目標53db(民家隣接地)及び54db(民家隣接地以外)を確保するため、沿線地区に遮音壁(L=8~10m)を設置することで地元の理解を得て、**設計協議確認書及び覚書を締結**

設計協議の結果における
遮音壁の形状



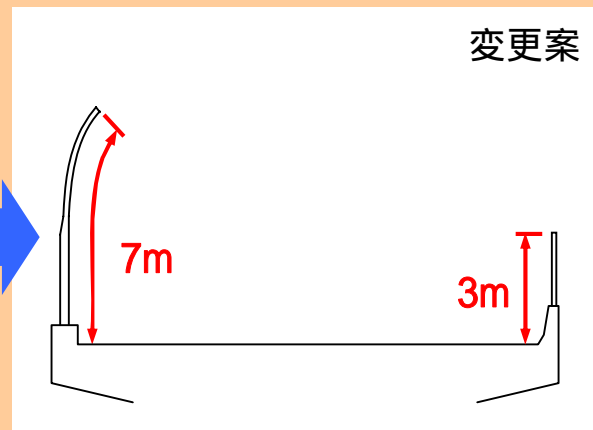
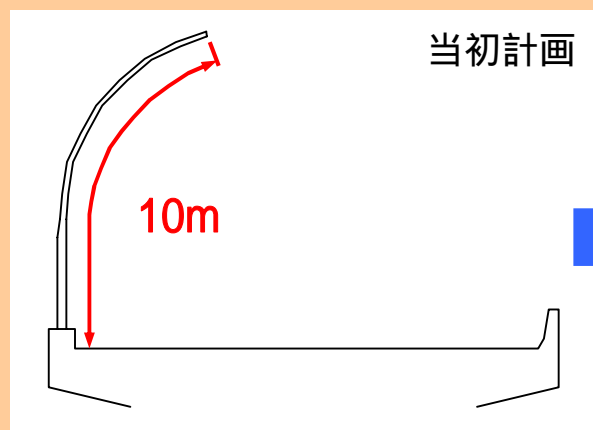
地元との協議による環境対策施設の見直しの経緯

6車線から暫定4車線への暫定施工
高機能舗装の普及・一般化(H11.7要領化)
将来交通量の見直し

環境対策施設の設計条件の変更

覚書(設計協議)時の高さ及び環境保全目標を守りつつ、コスト削減の観点から環境対策施設の変更を検討

遮音壁の高さ及び形状の変更



7m、3mの設置状況

環境対策施設を変更するにあたり、地元の同意が必要

地元との協議による環境対策施設の見直しへの取組み

課題：環境対策施設の変更について地元と協議

H18～19 社会情勢の変化から地元へ遮音壁の設置高さの変更を協議するも、当初の『設計協議確認書及び覚え書』の遮音壁設置を遵守するようにとの地元からの意見に対し、

当初の予測値と供用後の騒音の発生量を対比し、説明を行う

地元の理解を得るため、先進地視察や遮音壁高と同じ高さの足場を設置して説明を行う等、騒音のデータや遮音壁の実物の高さのイメージ等を用いて、当初の設計協議確認書及び覚え書と同じ効果の対策である旨、説明を行った。



H19.7 当初の設計協議確認書及び覚え書の環境保全目標値は確保しつつ、路肩と中分の遮音壁の設置高さのトータル高で理解を求め、**設計協議確認書の変更及び新たな覚え書を締結。**

環境対策施設の変更について地元の了解を得る



地元の同意を得て、遮音壁の形状を変更したことによる材料費及び施工費の縮減

経営努力要件適合性について

環境基準値を満たしていることを確認の上、地元と協議を行い、同意を得て、**環境対策施設**を見直したことは、**会社の主体的な提案および協議**によるものである。

運用指針第2条第1項第1号イに該当

申請された会社の経営努力

環境対策施設(遮音壁)の見直しによる材料費及び施工費の縮減

助成金交付における経営努力要件適合性の認定に関する運用指針(抜粋)

第二条 経営努力要件適合性の認定基準

機構は、助成金交付申請をした高速道路会社の主体的かつ積極的な努力による次の各号に掲げる費用の縮減(適正な品質や管理水準を確保したものに限る。)について、経営努力要件適合性の認定を行うものとする。

次に掲げるいずれかにより、道路の計画、設計又は施工方法を変更したことによる費用の縮減。

イ. 地権者、関係機関などへの提案および協議